

厚生労働大臣の定める揭示事項

1. 医療情報取得加算 (オンライン資格確認体制評価)

当院はオンライン資格確認システムにより、受診される患者様の薬剤情報・特定健診情報等を取得し、当該情報を活用した診療をおこなっております。

これはオンライン資格確認の導入の原則義務化を踏まえ、オンライン資格確認を導入している保険医療機関の外来において初再診時に患者の薬剤情報や特定健診情報等の診療情報を活用して質の高い診療を実施する体制を評価し診療料に加算し算定することの規定に基づくものです。

従って当院では厚生労働省が定める施設基準に該当する保険医療機関としてマイナ保険証利用による受診時に医療情報取得加算を下記のとおり実施しております。

初診受付	マイナンバーカード利用する	2点
	マイナンバーカード利用しない	6点
再診受付	マイナンバーカード利用する	加算なし
	マイナンバーカード利用しない	2点

ご理解くださいますようお願いいたします。

おかだ腎泌尿器・ペインクリニック

令和6年06月17日